

真の地方分権改革の推進を求める決議

新しい時代を迎えた中であって、これまでの地方分権改革は、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から、数次にわたり推進され、先般、閣議決定された第9次一括法案においても、地方自治体の提案が一部盛り込まれてはいるものの、地方税財政基盤の充実や都市自治体への更なる権限移譲など、真に地方が望む改革には、未だ程遠いのが現状である。

地方分権改革は、地方創生と表裏一体の課題として、我が国が持続可能で活力に満ちた社会を築くために、必要不可欠な改革であり、国と地方の役割分担の見直しや大胆な権限の移譲、税源配分5：5の実現、地方共有税の創設などを早急に進める必要がある。

よって、国においては、法制化した国と地方の協議の場を実効性のあるものとして運用するとともに、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進されるよう強く要望する。

以上、決議する。

令和元年5月17日

第174回北信越市長会総会